

広島地方労働審議会

令和7年度第1回

広島県和服裁縫業最低工賃専門部会

日 時 令和7年5月7日（水）10時00分～

場 所 広島合同庁舎2号館6階7号会議室

広島地方労働審議会 令和7年度 第1回
広島県和服裁縫業最低工賃専門部会
議 事 次 第

令和7年5月7日（水）

1 開 会

2 議 事

- （1）部会長及び部会長代理の選出について
- （2）広島県和服裁縫業最低工賃の改正について
 - ア 今後の審議方式について
 - イ 工賃の実態調査結果及び資料説明
 - ウ 個別協議（状況に応じて実施）
 - エ 各側委員からの意見

3 その他

今後の審議日程について

令和7年度 第1回
広島県和服裁縫業最低工賃専門部会
資 料 目 次

日 時 令和7年5月7日（水）10：00～

場 所 合同庁舎2号館6階7号会議室

資料 No. 1	広島県和服裁縫業最低工賃専門部会委員名簿	P. 1
資料 No. 2	広島地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程	P. 2
資料 No. 3	広島地方労働審議会最低工賃専門部会小委員会運営規程	P. 5
資料 No. 4	家内労働法（抜粋）	P. 7
資料 No. 5	地方労働審議会令	P. 10
資料 No. 6	広島地方労働審議会運営規程	P. 12
資料 No. 7	広島県和服裁縫業最低工賃（現行）	P. 14
資料 No. 8	広島県和服裁縫業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）	P. 15
資料 No. 9	最低工賃決定の手順	P. 16
資料 No. 10	広島県和服裁縫業最低工賃改正審議について	P. 17
資料 No. 11	令和6年度 広島県和服裁縫業最低工賃家内労働実態調査結果の概要	P. 19
資料 No. 12	広島県最低賃金額の推移（平成10年度～令和6年度）	P. 29
資料 No. 13	消費者物価指数 広島県、2025年（令和7年）2月分（抜粋）	P. 30

広島県和服裁縫業最低工賃専門部会委員名簿

広島労働局

令和7年4月2日指命

区分	委員又は臨時委員の別	氏 名	現 職
公益代表	臨時委員	岡 田 行 正	広島修道大学 教授
	委 員	野 北 晴 子	広島経済大学 教授
	委 員	村 上 恵 子	県立広島大学 教授
家内労働者代表	委 員	香 西 真	UAゼンセン広島県支部 支部長
	臨時委員	橋 本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
	臨時委員	満田亜由実	UAゼンセン広島県支部 常任
委託者代表	臨時委員	高 橋 信 善	株式会社高橋呉服店 社員
	臨時委員	前 田 准 一	株式会社いづゝや商店 代表取締役
	委 員	休 石 佳 司	広島県経営者協会 幹事

(50音順)

広島地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、広島地方労働審議会最低工賃専門部会（以下「専門部会」という）の議事に関し、家内労働法、厚生労働省組織令、地方労働審議会令及び広島地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という）は、部会長が必要と認めたときのほか、広島労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により、広島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、労働局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合も含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときには、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

（会議における発言）

第5条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

（議事録及び議事要旨）

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会において家内労働法及び地方労働審議会令に基づいて議決を行ったときは、広島地方労働審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、会議の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

第1条 この規程の施行期日は、平成29年5月30日とする。

改正 令和5年2月28日

広島地方労働審議会最低工賃専門部会小委員会運営規程

第1条 広島地方労働審議会最低工賃専門部会（以下「部会」という。）における審議の円滑化に資するため、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、部会の議決により、広島地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程第3条に基づき広島地方労働審議会最低工賃専門部会小委員会を設置するものとする。

第2条 小委員会の構成は、公益代表委員、家内労働者代表委員、委託者代表委員、それぞれ2名とし、各側代表委員は各側からの推薦に基づいて部会長が指名するものとする。ただし、委員に事故のあるときは、他の委員が代理し得るものとする。

第3条 小委員会は、部会長が招集するものとする。

2 会議は、公益代表委員のうちの推薦に基づいて部会長に指名された座長が議事の運営を図るものとする。

3 小委員会は、座長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第4条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。

第5条 会議の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、座長は、議事録の全部又は

一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第6条 会議において審議した結果、必要と思われる事項については部会において報告するものとする。

第7条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、令和5年2月28日から施行する。

改正 令和5年6月5日

○家内労働法(抄) [昭和四十五年五月十六日 法律第六十号]

(定義)

第二条 (略)

- 2 この法律で「家内労働者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他これらの行為に類似する行為を業とする者であつて厚生労働省令で定めるものから、主として労働の対価を得るために、その業務の目的物たる物品(物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。)について委託を受けて、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を使用しないことを常態とするものをいう。
- 3 この法律で「委託者」とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者その他前項の厚生労働省令で定める者であつて、その業務の目的物たる物品(物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。)について家内労働者に委託するものをいう。

(後略)

(最低工賃)

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会(以下「審議会」と総称する。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

(審議会の意見に関する異議の申出)

第九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

- 2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日を経過する日までの間は、前条第一項の規定による決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。
- 5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の審議会の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額(最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。)について別段の定めをすることができる。
- 6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(最低工賃の改正等)

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等)

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

- 2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

(公示及び発効)

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

- 2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日(公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

(最低工賃額等)

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金(最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。))との均衡を考慮して定められなければならない。

- 2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

(最低工賃の効力)

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(最低工賃に関する職権等)

第十五条 第八条第一項及び第十条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。))については、当該都道府県労働局長が行う。

- 2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不相当となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。
- 3 第八条第二項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第十六条 第六条又は第十四条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

(専門部会等)

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

第二十二条 削除

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第二十三条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○地方労働審議会令 [平成十三年九月二十七日 政令第三百二十号]

(名称)

第一条 地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者（家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を

代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。
- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

広島地方労働審議会運営規程

- 第1条 広島地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、広島労働局長の請求があったとき、会長が必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。
- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、広島労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。
 - 3 広島労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
 - 4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び広島労働局長に通知しなければならない。
- 第3条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合も含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。
- 第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、

個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下単に「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下単に「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度広島労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを広島労働局長に送付しなければならない。

第9条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会があらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りでない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第10条 臨時委員及び専門委員は、地方労働審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第11条 部会に属する委員及び臨時委員のうち労働者を代表とするもの及び使用者を代表とするものは、各同数とする。この場合において、部会に属するべき委員のうち、労働者を代表とするもの及び使用者を代表とするものは、異なる数とすることができる。

第12条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第13条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成13年11月5日から施行する。

改正 平成25年12月18日

改正 令和3年11月4日

広島県和服裁縫業最低工賃

1 適用する家内労働者

広島県の区域内で和服裁縫業に係る業務(手縫いによる業務に限る。)に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる規格の区分に応じ、1枚(名古屋帯及び袋帯にあっては1本)につき、右欄に掲げる金額

品 目	規 格		金 額
	生地	仕立て方	
振りそで	絹	あわせ	23,300円
留めそで		比翼あわせ	26,400円
羽織		あわせ	10,300円
訪問着			21,100円
付け下げ			16,000円
長着			13,500円
長じゅばん			8,000円
喪服			16,000円
		ひとえ	13,500円
道行コート		あわせ	15,500円
雨コート		ひとえ	14,500円
名古屋帯		しん入り	4,300円
袋帯			4,200円

備考 「絹」とは、表生地が絹90パーセント以上のものをいう。

4 効力発生の日

平成14年5月9日

広労発基 0129 第 1 号

令和 7 年 1 月 29 日

広島地方労働審議会

会長 野北 晴子 様

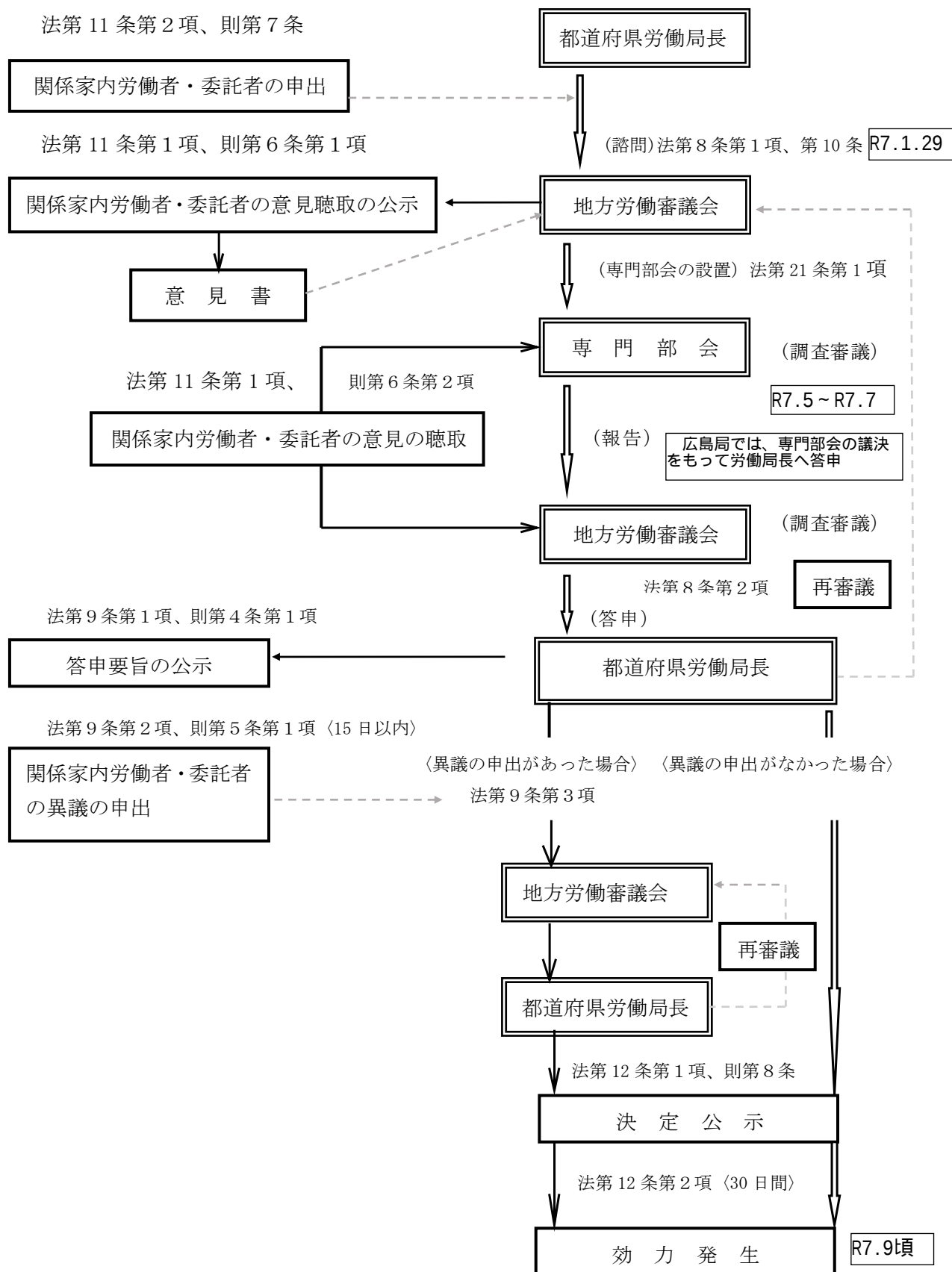
広島労働局長

小沼 宏治

広島県和服裁縫業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第 10 条の規定に基づき、広島県和服裁縫業最低工賃（平成 14 年広島労働局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

I 最低工賃決定の手順



広島県和服裁縫業最低工賃改正審議について

1 広島県最低工賃

既製服縫製業

和服裁縫業

毛筆・画筆製造業

電気機械器具製造業

2 最低工賃の改正

最低工賃は、3年を周期とする「最低工賃新設・改正計画」に基づき、計画的に実態調査を行い、改正の要否を検討しており、現在は第14次計画期間中である。

令和6年度は14次計画の最終年度であり、「広島県和服裁縫業」及び「広島県毛筆・画筆製造業最低工賃」が検討対象である。

3 令和6年「広島県和服裁縫業最低工賃」実態調査結果

- (1) 平成30年から令和6年の間で、和服縫製業全体の委託者は12者から8者に減少し、また、最低工賃設定の規格品目にかかる委託者は7者から10者の範囲で増減しており、令和6年調査では7者（回答があった8者の9割）であった。
- (2) 平成30年から令和6年の間で、和服縫製業全体の家内労働者は66人から70人に増加し、また、最低工賃設定の規格品目にかかる家内労働者は33人から45人（70人の6割）に増加している。これら委託者、家内労働者の動向は、和服需要減少の影響を受ける一方、海外の日本の伝統文化に対する関心の高まり等から、新たな市場が開拓されつつあること、全国で地域に根差した呉服店の廃業が続き、広島の実業家がその受け皿となったことなどが影響していると考えられる。
- (3) 最低工賃の設定がある12品目・13通りの規格全てで委託実績があり、支払工賃額は、おおむね最低工賃額以上で、規格品目ごとの最低工賃額と比較すると、最高額で1.22倍から2.62倍（平均額で0.93倍から1.53倍）となっている。

4 広島県和服裁縫業最低工賃に係る改正等の経過

当該最低工賃の発効日である平成14年5月9日以降、平成15年から令和3年の間に、8回の実態調査と最低工賃改正要否の検討を行い、広島地方労働審議会で報告を行ったが、いずれも改正諮問見送りが了承されている。

なお、前回令和3年は、着物ばなれによる需要減少、コロナ感染症拡大による各種イベント中止の影響を受けた着物を着る機会の喪失、低料金で大量受注する中国、ベトナムといった海外への発注増加による国内業務量の減少、さらに、最低工賃適用規格品目の広島県内の発注量が対平成30年比で40%減少という状況を踏まえて、最低工賃の改正に適切な時期ではないと判断し、改正諮問見送りを決定した。

5 全国の和服裁縫業関連の状況

- (1) 当該業種関連の最低工賃は1道7県で設定されていたが、山口県（廃止時の委託者10、家内労働者19）、長崎県（前同委託者9、家内労働者18）は、令和6年度に廃止され、現在は1道5県での設定となっている。

なお、廃止決定された両県ともに、主たる廃止理由は「家内労働者が減少し、今後も

増加する見込みがないこと」であり、採決状況は「全会一致」である。

- (2) 広島県以外の1道4県の状況は、委託者数は8者から26者、家内労働者数は23人から67人と幅があり、直近の改正は、鳥取県（委託者12、家内労働者23）が令和6年度に、ほかは平成13年度、平成15年度、平成16年度の発効である。
- (3) 広島県の最低工賃額との比較では、鳥取県の令和6年度改正金額を除き、4品目が最も高く、1品目が最も安くなっている。

6 改正諮問等に係る判断について

改正諮問等に係る判断は、以下のとおりである。

- (1) 当該最低工賃については、委託者、家内労働者とも長期的には減少傾向にあるものの、新たな市場が開拓されつつあること等から、最低工賃適用家内労働者数が直近では微増しており、かつ当該業界全体の家内労働者数の6割を超えていることから、いまだ実効性が失われているとは考えられないこと。
- (2) 当該最低工賃は20年以上改正しておらず、最低工賃額と広島県最低賃金との均衡を考慮する必要があること。
なお、広島県最低賃金は、平成14年の643円（平成13年10月1日発効）から1,020円に引き上げられており、その間の引上げ率は58.6%である。
- (3) 支払工賃額と最低工賃額を比較すると、最高額で1.22倍から2.62倍と、一定の差が生じていること。
- (4) 委託者から「最低工賃が低い」との意見が挙がっていること。
- (5) 以上を総合的に勘案し、当該最低工賃は、改正を諮問することとした。

令和6年度「広島県和服裁縫業最低工賃」実態調査の概要

令和6年4月末現在における広島県内の和服裁縫業の家内労働委託状況について、「委託状況届」で把握した委託者10者に、委託者用、家内労働者用（委託者1者につき家内労働者3人分）の調査票を送付したところ、委託者9者から回答があり、うち1者が委託廃止であったため、委託者は8者として集計する。

家内労働者からの回答は、委託者を介さず、直接送付されるよう返信用封筒を同封したところ、家内労働者6人から回答があった。

なお、家内労働者数は、1人の家内労働者が複数の委託者から委託を受けている可能性があるため延べ人数となる。

1 委託者数

委託状況届で把握した委託者は、平成30年20者、令和3年17者、令和6年10者で推移している。

うち、実態調査に回答した委託者数は、平成15年の46者から令和6年の8者と38者減少（－82.6%）している（第3表）。

2 家内労働者数（第3表）

実態調査を実施した直近7年間では、平成30年66人、令和3年66人、令和6年70人で推移し、長期的には、平成15年の181人から令和6年の70人と111人減少（－61.3%）している。

3 最低工賃適用工程がある委託者数、家内労働者数（第4表）

委託者数は、平成30年8者、令和3年10者、令和6年は7者で8者の9割弱である。

家内労働者数は、平成30年33人、令和3年34人、令和6年は45人で70人の6割強である。

4 年齢別、経験年数別家内労働者数（第6表、第7表）

50歳以上の家内労働者が8割を占め、経験年数5年未満の家内労働者は、平成30年30.3%、令和3年13.6%、令和6年7.1%で、一定の新規従事者はいるものの減少傾向である。

5 1か月の支払工賃階層別家内労働者数（第8表）

平成30年、令和3年は6万円未満の家内労働者が8割を占め、かつ20万円以上はいない状況であったが、令和6年は6万円未満が6割、8万円未満で8割となり、かつ20万円以上が1人いる状況である。

6 仕事量の増減（第9表、第11表）

- （1）委託者集計：「変わらない」5者、「減った」3者、「増えた」との回答はない。
- （2）家内労働者集計：「変わらない」4人、「減った」2人、「増えた」との回答はない。

7 工賃単価の増減（第10表、第12表）

- （1）委託者集計：「増えた」1者、「変わらない」7者である。
- （2）家内労働者集計：「上がった」4人、「変わらない」2人である。

8 最低工賃の設定がある品目・規格に係る委託状況（第13表）、平均工賃単価の推移（第14表）

- （1）最低工賃設定がある12品目・13通りの規格全てで委託実績があり、規格品目ごとの委託者数は1から7者、家内労働者数は1から30人である。
- （2）支払工賃額は、おおむね最低工賃額以上である。規格品目ごとに最低工賃額と比較すると、最高額で1.22から2.62倍（平均額で0.93倍から1.53倍）である。

9 1か月の作業日数、1日の作業時間（第15表、第16表）

- （1）1日以上14日以下で50%、20～24日で50%である。
- （2）4～6時間未満が66.7%、6～8時間未満が33.3%である。

10 委託者の意見

- （1）和服業界は、人口減少、和服需要減少の影響を受けている一方で、外国人観光客からの需要、日本の伝統文化に対する関心の高まり等から、新たな市場も開拓されつつある。
- （2）全国で地域に根差した呉服店が廃業することで、自社への需要が増加しており、作業量は一定量確保できている。透明性が確保された形で審議をしてもらいたい。最低工賃が改正された場合の委託者への周知方法として、郵便だけでなく、個々の委託者への丁寧な説明が望ましい。
- （3）職人は高齢化し、若手の人材は不足している。
- （4）工種ごとの工賃設定をしておらず、注文者との契約金額に沿う形で、最低工賃額以上を前提に家内労働者に支払う金額を決めている。最低工賃の設定は重要でないと考える。
- （5）最低工賃額が低すぎる。約10年工賃を上げることができていないが、最低工賃の倍以上の工賃を支払っている。最低賃金にほど遠い額の調査に何の意味があるのかと思う。
- （6）業界の特性や地域経済の状況を考慮しながら、働く人々の生活を支える水準であることが重要で、技術や経験に応じた賃金体系を構築し、職人への尊重と技術の継承を促進することも大切である。毎回金額を見て、安すぎると思っている。

令和6年度 和服裁縫業実態調査結果

※ 表中の「委託状況届」は委託状況届により、「委託者集計」は委託者の回答により、「家内労働者集計」は家内労働者の回答により把握したもの

【第1表】 調査対象委託者数（委託状況届）

	平成30年	令和3年	令和6年
対象委託者数	20	17	10
回答委託者数	12	12	9
回答率	60.0	70.6	90.0

【第2表】 家内労働者規模別委託者数（委託者集計）

家内労働者規模	委託者数（人）				委託者数（%）			
	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年
1～4人	13	9	9	4	76.5	75.0	75.0	50.0
5～9人	2	1	1	1	11.8	8.3	8.3	12.5
10～19人	1	1	1	2	5.9	8.3	8.3	25.0
20人以上	1	1	1	1	5.9	8.3	8.3	12.5
合計	17	12	12	8	100.0	100.0	100.0	100.0

【第3表】 委託者・家内労働者数の推移（委託者集計）

	H15	H17	H19	H21	H24	H27	H30	R3	R6
委託者数	46	31	24	21	14	17	12	12	8
家内労働者数	181	184	152	112	74	91	66	66	70

【第4表】 最低工賃適用工程がある委託者数、家内労働者数（委託者集計）

	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年
委託者数	15	8	10	7
家内労働者数	57	33	34	45

【第5表】 性別家内労働者数（委託者集計）

性 別	家内労働者数（人）				家内労働者数（%）			
	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年
男	1	0	1	1	1.1	0.0	1.5	1.4
女	90	66	65	69	98.9	100.0	98.5	98.6
合 計	91	66	66	70	100.0	100.0	100.0	100.0

【第6表】 年齢別家内労働者数（委託者集計）

年 齢	家内労働者数（人）				家内労働者数（%）			
	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年
29歳以下	1	1	1	0	1.1	1.5	1.5	0.0
30歳代	5	5	2	0	5.5	7.6	3.0	0.0
40歳代	15	10	13	11	16.5	15.2	19.7	15.7
50歳代	31	22	23	20	34.1	33.3	34.8	28.6
60歳代	31	24	16	32	34.1	36.4	24.2	45.7
70歳以上	8	4	11	7	8.8	6.1	16.7	10.0
合計	91	66	66	70	100.0	100.0	100.0	100.0

【第7表】 経験年数別家内労働者数（委託者集計）

経験年数	家内労働者数（人）				家内労働者数（%）			
	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年
5年未満	21	20	9	5	23.1	30.3	13.6	7.1
5～9年未満	10	11	17	10	11.0	16.7	25.8	14.3
10～19年未満	8	5	12	16	8.8	7.6	18.2	22.9
20～29年未満	20	17	10	19	22.0	25.8	15.2	27.1
30年以上	32	13	18	20	35.2	19.7	27.3	28.6
合計	91	66	66	70	100.0	100.0	100.0	100.0

【第8表】 支払工賃階層別家内労働者数（委託者集計）

支払工賃	家内労働者数（人）				家内労働者数（％）			
	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年
2万円未満	34	25	21	12	38.2	38.5	36.2	17.1
2～4万円未満	16	11	14	20	18.0	16.9	24.1	28.6
4～6万円未満	18	17	14	13	20.2	26.2	24.1	18.6
6～8万円未満	11	7	3	12	12.4	10.8	5.2	17.1
8～10万円未満	6	4	5	4	6.7	6.2	8.6	5.7
10～12万円未満	1	0	0	3	1.1	0.0	0.0	4.3
12～14万円未満	0	1	1	5	0.0	1.5	1.7	7.1
14～16万円未満	3	0	0	0	3.4	0.0	0.0	0.0
16～18万円未満	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
18～20万円未満	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
20万円以上	0	0	0	1	0.0	0.0	0.0	1.4
合計	89	65	58	70	100.0	100.0	100.0	100.0

【第9表】 家内労働者に委託している仕事量の増減（委託者集計）

仕事量	委託者数（者）				委託者数（％）			
	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年
増えた	1	0	0	0	5.9	0.0	0.0	0.0
変わらない	3	2	3	5	17.7	16.7	25.0	62.5
減った	13	10	9	3	76.5	83.3	75.0	37.5
無回答	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	17	12	12	8	100.0	100.0	100.0	100.0

【第10表】 家内労働者に支払っている工賃単価の増減（委託者集計）

工賃単価	委託者数（者）				委託者数（％）			
	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年
増えた	2	1	1	1	11.1	8.3	8.3	12.5
変わらない	15	10	10	7	83.3	83.3	83.3	87.5
減った	1	1	1	0	5.6	8.3	8.3	0.0
無回答	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	18	12	12	8	100.0	100.0	100.0	100.0

【第11表】 仕事量の増減（家内労働者集計）

仕事量	家内労働者数(人)				家内労働者数（％）			
	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年
増えた	4	3	0	0	18.2	20.0	0.0	0.0
変わらない	6	7	1	4	27.3	46.7	10.0	66.7
減った	10	5	9	2	45.5	33.3	90.0	33.3
無回答	2	0	0	0	9.1	0.0	0.0	0.0
合計	22	15	10	6	100.0	100.0	100.0	100.0

【第12表】 工賃単価の増減（家内労働者集計）

工賃単価	家内労働者数（人）				家内労働者数（％）			
	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年
上がった	0	4	0	4	0.0	26.7	0.0	66.7
変わらない	21	10	10	2	95.5	66.7	100.0	33.3
下がった	0	1	0	0	0.0	6.7	0.0	0.0
無回答	1	0	0	0	4.5	0.0	0.0	0.0
合計	22	15	10	6	100.0	100.0	100.0	100.0

【第 1 3 表】 最低工賃の設定がある品目・規格に係る委託状況

令和 6 年の委託状況（委託者集計）

広島県和服裁縫業最低工賃				令和 6 年調査結果			最大 倍率
品 目	規 格		金 額	委託者数	支払工賃額(円)	家内 労働者数	
	生地	仕立て方					
振りそで	絹	あわせ	23,300円	4	12,000～36,700	10	1.58
留めそで		比翼あわせ	26,400円	3	13,000～46,200	7	1.75
羽織		あわせ	10,300円	4	6,500～27,000	7	2.62
訪問着			21,100円	5	10,500～45,000	20	2.13
付け下げ			16,000円	5	10,500～31,500	16	1.97
長着			13,500円	7	8,500～27,000	30	2.00
長じゅばん			8,000円	7	5,500～18,000	29	2.25
喪服			16,000円	3	8,500～21,000	5	1.31
		ひとえ	13,500円	2	8,000～16,500	4	1.22
道行コート		あわせ	15,500円	2	9,500～21,000	2	1.35
雨コート		ひとえ	14,500円	1	20,000	1	1.38
名古屋帯		しん入り	4,300円	2	5,500～7,700	7	1.79
袋帯			4,200円	2	5,500～7,000	10	1.67
				47			148
				(▲23.0 %)		(△12.1%)	

備考 1 最低工賃適用工程がある委託者 7 者の調査票の集計結果

2 「絹」とは表生地が絹90パーセント以上のもの

（参考）令和 3 年の委託状況（委託者集計）

広島県和服裁縫業最低工賃				令和３年調査結果		
品 目	規 格		金 額	委託者数	支払工賃額(円)	家内 労働者数
	生地	仕立て方				
振りそで	絹	あわせ	23,300円	4	12,000～40,000	10
留めそで		比翼あわせ	26,400円	5	13,000～46,200	8
羽織		あわせ	10,300円	2	12,600～27,000	4
訪問着			21,100円	6	10,000～45,000	13
つけ下げ			16,000円	7	10,000～31,500	15
長着			13,500円	7	8,000～27,000	24
長じゅばん			8,000円	9	4,000～16,200	24
喪服			16,000円	4	8,000～20,000	7
		ひとえ	13,500円	5	7,500～16,500	11
道行コート		あわせ	15,500円	2	9,000～20,000	2
雨コート		ひとえ	14,500円	2	15,000～17,250	4
名古屋帯		しん入り	4,300円	4	3,750～7,700	5
袋帯			4,200円	4	4,500～7,000	5
				61	132	

【第 1 4 表】 平均工賃単価の推移（委託者集計）

品目	規格		現行最低 工賃額 (円)	平均工賃単価（円）						年別比較（倍率）			
	生地	仕立て方		H24年	H27年	H30年	R 3 年	R 6 年	最低工賃 比較（倍率）	R6/R3	R6/H30	R6/H27	R6/H24
振りそで	絹	あわせ	23,300	26,233	29,271	25,614	28,908	26,925	1.16	0.93	1.05	0.92	1.03
留めそで		比翼あわせ	26,400	32,040	34,886	28,917	30,743	29,400	1.11	0.96	1.02	0.84	0.92
羽織		あわせ	10,300	12,100	16,370	12,800	18,933	15,367	1.49	0.81	1.20	0.94	1.27
訪問着			21,100	23,310	25,048	23,198	25,413	26,760	1.27	1.05	1.15	1.07	1.15
付け下げ			16,000	19,383	21,536	19,125	20,594	23,720	1.48	1.15	1.24	1.10	1.22
長着			13,500	16,125	16,242	16,183	17,806	18,407	1.36	1.03	1.14	1.13	1.14
長じゅばん			8,000	10,294	10,529	10,388	10,930	10,944	1.37	1.00	1.05	1.04	1.06
喪服			16,000	16,198	18,241	20,560	16,590	16,400	1.03	0.99	0.80	0.90	1.01
		ひとえ	13,500	19,556	16,543	14,600	13,500	12,500	0.93	0.93	0.86	0.76	0.64
道行コート		あわせ	15,500	18,740	16,906	14,475	14,500	15,250	0.98	1.05	1.05	0.90	0.81
雨コート			14,500	16,000	17,650	14,500	15,683	20,000	1.38	1.28	1.38	1.13	1.25
名古屋帯		しん入り	4,300	4,463	5,213	3,866	5,692	6,600	1.53	1.16	1.71	1.27	1.48
袋帯			4,200	4,513	5,238	3,866	5,700	6,250	1.49	1.10	1.62	1.19	1.38
							単純 平均値	17,579	1.28	1.03	1.17	1.01	1.10

【第15表】 家内労働者の作業日数(4月・家内労働者集計)

作業日数	家内労働者数(人)				家内労働者数(%)			
	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年
委託なし(無回答)	0	1	2	0	0.0	6.7	18.2	0.0
4日以内	3	1	0	1	13.6	6.7	0.0	16.7
5～9日	2	2	3	1	9.1	13.3	27.3	16.7
10～14日	4	0	1	1	18.2	0.0	9.1	16.7
15～19日	3	2	0	0	13.6	13.3	0.0	0.0
20～24日	5	6	3	3	22.7	40.0	27.3	50.0
25日以上	5	3	2	0	22.7	20.0	18.2	0.0
合計	22	15	11	6	100	100	100	100

平均12.3日(委託なし・無回答を除く)

【第16表】 家内労働者の1日の作業時間(4月・家内労働者集計)

作業時間	家内労働者数(人)				家内労働者数(%)			
	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年
作業なし(無回答)	0	2	3	0	0.0	13.3	27.3	0.0
2時間未満	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
2～4時間未満	1	1	0	0	4.5	6.7	0.0	0.0
4～6時間未満	4	2	1	4	18.2	13.3	9.1	66.7
6～8時間未満	10	7	4	2	45.5	46.7	36.4	33.3
8～10時間未満	5	0	1	0	22.7	0.0	9.1	0.0
10時間以上	2	3	2	0	9.1	20.0	18.2	0.0
合計	22	15	11	6	100.0	100.0	100.0	100.0

【第17表】 家内労働者の工賃収入(4月・家内労働者集計)

工賃収入	家内労働者数(人)				家内労働者数(%)			
	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年
委託なし(無回答)	0	0	2	1	0.0	0.0	18.2	16.7
2万円未満	4	2	1	1	18.2	13.3	9.1	16.7
2～4万円未満	5	1	2	1	22.7	6.7	18.2	16.7
4～6万円未満	4	2	3	2	18.2	13.3	27.3	33.3
6～8万円未満	5	4	0	0	22.7	26.7	0.0	0.0
8～10万円未満	1	3	1	1	4.5	20.0	9.1	16.7
10～12万円未満	1	0	1	0	4.5	0.0	9.1	0.0
12～14万円未満	1	1	1	0	4.5	6.7	9.1	0.0
14～16万円未満	0	2	0	0	0.0	13.3	0.0	0.0
16～18万円未満	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
18～20万円未満	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0
20万円以上	1	0	0	0	4.5	0.0	0.0	0.0
合計	22	15	11	6	100.0	100.0	100.0	100.0

平均73,880円(委託なし・無回答を除く)

【第18表】 家内労働者の就業形態(家内労働者集計)

就業形態	家内労働者数(人)				家内労働者数(%)			
	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年	平成27年	平成30年	令和3年	令和6年
専業	6	4	3	3	27.3	26.7	27.3	50.0
内職	14	11	8	3	63.6	73.3	72.7	50.0
副業	2	0	0	0	9.1	0.0	0.0	0.0
合計	22	15	11	6	100.0	100.0	100.0	100.0

和服業界を取り巻く情勢並びに最低工賃に対する委託者意見

I 業界の現状等

【意見 1】

職人は高齢化し、若手の人材は不足しています。和服の裁縫は特殊な技術なので、もっともっと評価してあげたいと思います。

【意見 2】

新しく仕立てを行う人自体が減っているとともに、振袖等を自前で作る人も少なくなりました。

【意見 3】

和服業界を取り巻く情勢についてですが、当社のケースでいえば、家内労働者に作業を委託する場合、工種毎の事前の工賃設定は行っておらず、注文者との間での契約金額に沿う形で家内労働者に支払う金額を決めています。

また、(工場に関して言えば)当社では、縫製作業について分業体制をとっておらず、注文者から預かった反物を使用して、一人1品という形で着物の縫製を行っています。また、受注した着物はオーダーメイドの1品物が多いこともあり、このような流れで作業を行うため、この春新卒で入社した従業員も浴衣が縫えるようになりました。

II 今後の課題と展望

【意見 1】

和服裁縫業は、近年、和服需要の減少や人口減少の影響を受けてはいますが、一方で、外国人観光客からの需要や、日本の伝統文化に対する関心の高まりなどから、新たな市場も開拓されつつあります。将来的には、伝統文化と現代との融合を図ったデザインや、持続可能性(SDGs)に配慮した製品が求められるようになる可能性があります。

また、和服業界では、デジタル技術の活用や若手クリエイターによる新しいアプローチが目立っています。オンライン販売やSNSを活用したマーケティングも重要です。一方で、職人の技術継承や素材の確保等、伝統的な課題にも対処していく必要があると思います。

III 広島県和服裁縫業最低工賃並びに審議会の在り方についての意見

【意見 1】

工賃額の設定については、工種毎に決めるのではなく、注文者との契約金額に沿う形で家内労働者に支払う金額を決めています。当然のことながら、最低工賃額以上の金額を支払うことを前提としていますので、最低工賃額の設定自体は特段重要ではないと考えています。

【意見 2】

いつも思うことですが、(最低)工賃額の設定が低すぎるというのが感想です。私どもも

工賃を上げられずに 10 年くらい過ぎていますが、最低工賃の倍以上の工賃を支払っています。もっと現状に即した調査をしてください。最低賃金に程遠い額の調査に何の意味があるのかと思います。

【意見 3】

（広島県和服裁縫業最低工賃は）適正な労働条件や技術の評価に基づいて設定されるべきだと思います。業界の特性や地域経済の状況を考慮しながら、働く人々の生活を支える水準であることが重要です。また、技術や経験に応じた賃金体系を構築し、職人への尊重と技術の継承を促進することも大切です。

正直、世の中の近所のスーパーのレジ打ちなどは最低賃金に近い金額ですが、和裁士が最低賃金で働いたら、生活が成り立たないと思います。毎回金額を見て、安すぎると思っています。

【意見 4】

近年のコロナ禍によって顧客の外出の機会が減ったため、必然的に和服のニーズも減少しています。その影響で、高齢の内職者の中には職を離れる者もあり、いったん離れた者は戻ってこないというのは他の業界と同様です。

また、和裁士になろうとする若者も減少しているというのが一般的に世間の見方ですが、この点、当社では、新卒を採用し、また全国各地において、それぞれの地域に根差していた呉服店が廃業した結果として当社への需要が増加しているため、作業量も一定量確保できています。

なお、全国各地からの需要という点では、世間で言われているような、いわゆるインバウンドの影響というよりは、前述したように、着物を所有している顧客が、自分の住んでいる地域の呉服店が廃業したことによる影響の方が強いと思われ、換言すれば、全国的に和服に携わる業者が減少していることを物語っているわけです。

このような状況を踏まえ、透明性が確保された形で審議を行っていただくようお願いいたします。また、もし最低工賃が改定された場合には、委託者への周知方法としては、郵便という形だけでなく、個々の事業者に対する丁寧な説明が望ましいと思います。

和服裁縫業最低工賃・道県別一覧表

他の道県より高いもの
他の道県より低いもの

道県別	熊 本	長 崎	山 口	広 島	島 根	鳥 取		青 森	北海道
品目別	H13. 4. 21発効	6. 4. 23廃止	6. 5. 25廃止	H14. 5. 9発効	H16. 7. 4発効	H26. 5. 21発効	R6. 8. 30発効	H15. 5. 1発効	H14. 3. 22発効
【振りそで】 絹 あわせ	23,800 円	25,000 円	24,400 円	23,300 円	23,000 円	24,500 円	26,400 円	22,900 円	23,000 円
			(中振りそで)						(中振りそで)
【留めそで】 絹 比翼あわせ	26,400 円	27,400 円	26,600 円	26,400 円	26,100 円	27,700 円	29,800 円	26,700 円	25,000 円
【訪問着】 絹 あわせ	18,000 円	18,000 円		21,100 円	20,300 円	20,000 円	21,500 円	19,300 円	16,500 円
									(付け下げ含む)
【付け下げ】 絹 あわせ	16,000 円		17,600 円	16,000 円	17,000 円	17,100 円	18,400 円	15,500 円	
【喪 服】 絹 あわせ	14,600 円	15,000 円	16,000 円	16,000 円	15,000 円			14,200 円	13,700 円
【喪 服】 絹 ひとえ	12,100 円			13,500 円					12,800 円
【長 着】 絹 あわせ	13,400 円	14,200 円	15,100 円	13,500 円	14,800 円	15,300 円	16,500 円	13,300 円	13,500 円
					※				
【長 着】 ウール ひとえ	7,600 円	7,500 円			7,400 円	7,200 円	9,900 円	7,300 円	6,500 円
					※				(仕立て方指定無し)
【羽 織】 絹 あわせ	11,900 円	11,000 円	11,400 円	10,300 円	10,500 円	11,000 円	11,900 円	10,700 円	10,500 円
【道中着】 絹 あわせ	10,500 円								
【道行コート】 絹 あわせ	14,500 円	16,000 円	14,600 円	15,500 円	13,800 円			13,900 円	13,500 円
			(コートの種類 指定無し)		(コートの種類 指定無し)			(7分コート 絹 あわせ)	
【雨コート】 合成繊維 ひとえ	10,400 円	16,700 円		14,500 円		14,000 円	15,100 円		13,500 円
		(絹)		(絹)		(7分コート、又は雨コート 絹 あわせ)	(7分コート、又は雨コート 絹 あわせ)		(絹)
【長じゅばん】 絹 無双ひとえ	8,600 円	8,500 円	9,000 円	8,000 円	8,400 円	8,700 円	9,400 円	7,900 円	7,500 円
			(あわせ)	(あわせ)	(あわせ)			(あわせ)	(ひとえ)
【長じゅばん】 合成繊維 無双ひとえ	6,800 円	6,600 円			6,200 円	7,000 円	8,100 円		5,700 円
					(ひとえ)				(ひとえ)
【名古屋帯】 絹 8寸まつり	3,400 円	4,300 円	3,800 円		3,800 円	4,000 円	4,300 円	3,100 円	3,000 円
					(かがり) (寸法指定無し)			(8寸かがり)	(8寸まつり総かがり 3400円)
【名古屋帯】 絹 9寸しん入れ	4,700 円	4,800 円	5,000 円	4,300 円	4,300 円	4,900 円	5,300 円	4,500 円	4,000 円
				(寸法指定無し)	(寸法指定無し)			(寸法規定無し)	
【袋 帯】 絹 しん入れ	4,200 円	4,800 円	4,900 円	4,200 円	4,600 円	4,600 円	5,000 円	4,200 円	4,000 円
【ゆかた】 木綿 ひとえ	5,800 円	5,800 円	6,200 円		5,900 円	6,300 円	9,000 円	5,600 円	5,300 円
					(木綿中形のもの に限る)			(ねぶたゆかたを 除く)	
備 考				「絹」とは表生地 が絹90%以上のもの をいう	※絹の留めそで、 振りそで、訪問 着、付け下げ、喪 服、ゆかた以外の もの			裁断から仕立て上 げる場合に適用	

広島県最低賃金額の推移（平成10年度～令和6年度）

年 度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（％）	発効年月日
平成10年度	627円	12円	1.95	H10.10.1
平成11年度	633円	6円	0.96	H11.10.1
平成12年度	638円	5円	0.79	H12.10.1
平成13年度	643円	5円	0.78	H13.10.1
平成14年度	644円	1円	0.16	H14.10.1
平成15年度	644円	0	0.00	H14.10.1
平成16年度	645円	1円	0.16	H16.10.1
平成17年度	649円	4円	0.62	H17.10.1
平成18年度	654円	5円	0.77	H18.10.1
平成19年度	669円	15円	2.29	H19.10.28
平成20年度	683円	14円	2.09	H20.10.26
平成21年度	692円	9円	1.32	H21.10.8
平成22年度	704円	12円	1.73	H22.10.30
平成23年度	710円	6円	0.85	H23.10.1
平成24年度	719円	9円	1.27	H24.10.1
平成25年度	733円	14円	1.95	H25.10.24
平成26年度	750円	17円	2.32	H26.10.1
平成27年度	769円	19円	2.53	H27.10.1
平成28年度	793円	24円	3.12	H28.10.1
平成29年度	818円	25円	3.15	H29.10.1
平成30年度	844円	26円	3.18	H30.10.1
令和元年度	871円	27円	3.20	R1.10.1
令和2年度	871円	0	0.00	R1.10.1
令和3年度	899円	28円	3.21	R3.10.1
令和4年度	930円	31円	3.45	R4.10.1
令和5年度	970円	40円	4.30	R5.10.1
令和6年度	1020円	50円	5.15	R6.10.1

広島労働局労働基準部賃金室

2020年基準

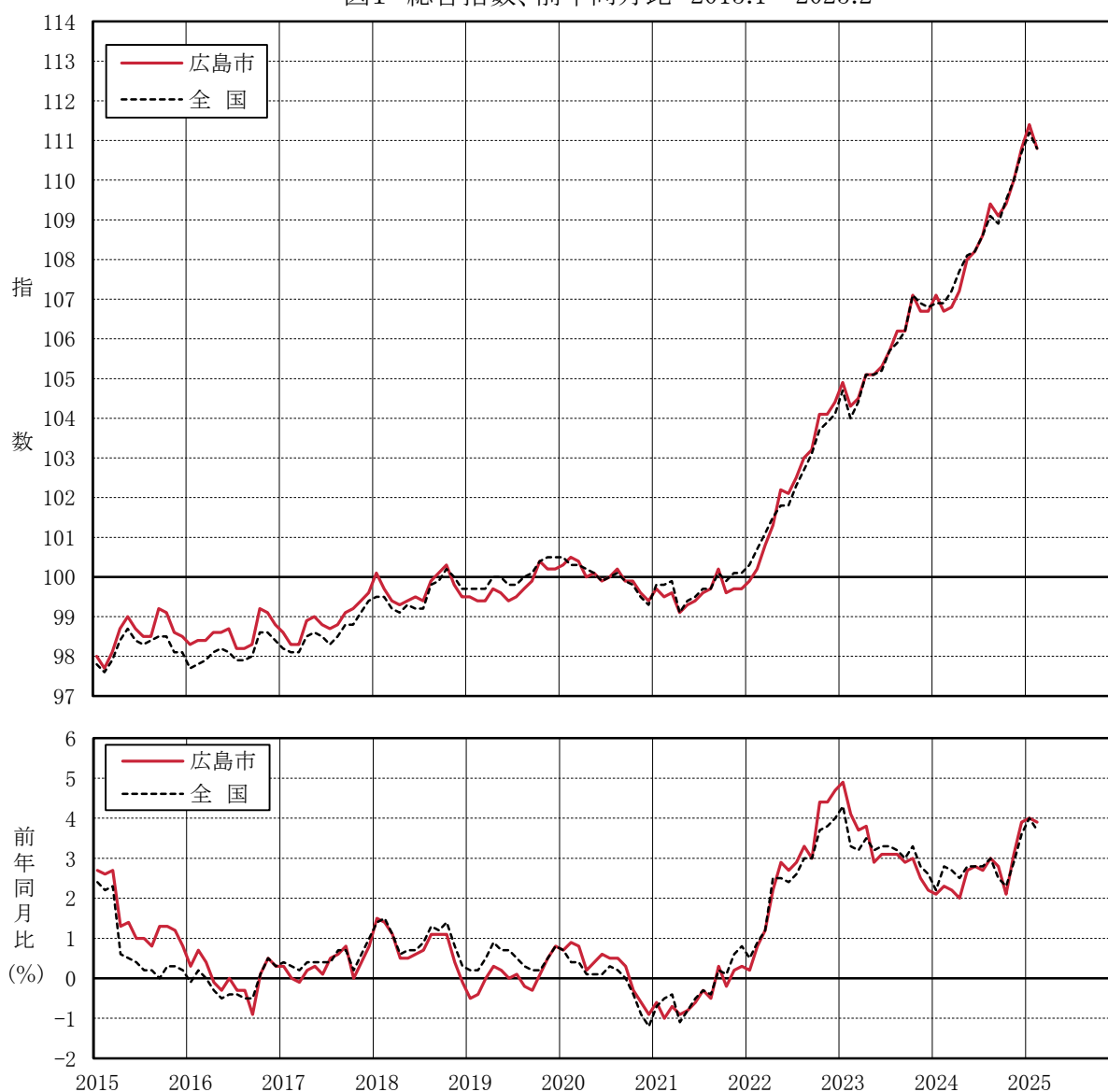
消費者物価指数

(小売物価統計調査結果)

2025年(令和7年)2月分

広島市 総合指数	110.8	(2020年=100)
前年同月比	3.9 %	前月比 ▲ 0.5 %

図1 総合指数、前年同月比 2015.1~2025.2



【広島市の消費者物価指数】 2025 年 2 月 (2020 年=100)

1 概況

	指数	前年同月比 (%)	ポイント	前月比 (%)	ポイント
総合指数	110.8	3.9	40 か月連続の上昇	▲0.5	5か月ぶりの下落
生鮮食品を除く総合指数	109.5	3.0	40 か月連続の上昇	▲0.2	5か月ぶりの下落
生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数	108.8	2.8	35 か月連続の上昇	0.1	11 か月連続の上昇

図 2 総合指数、前年同月比の推移 2022.1～2025.2

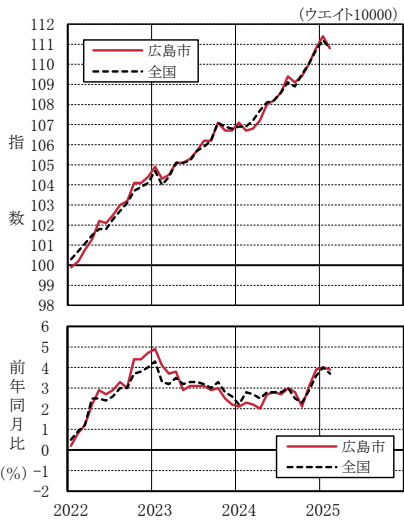


図 3 生鮮食品を除く総合指数、前年同月比の推移 2022.1～2025.2

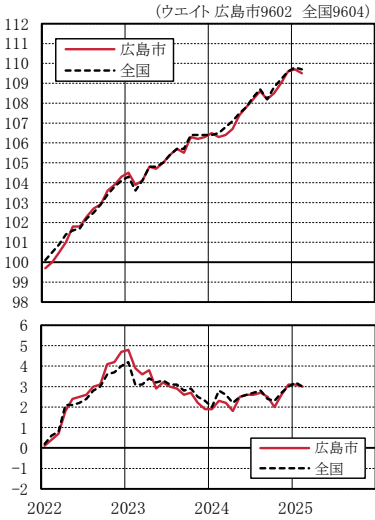
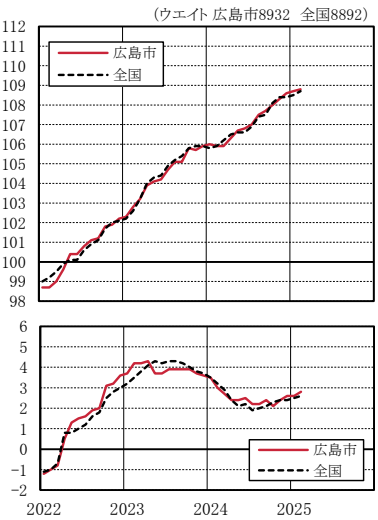


図 4 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数、前年同月比の推移 2022.1～2025.2



(注)前年同月比は各基準年の公表値による。

2 前年同月との比較
～10 大費目指数全てで上昇～

表 1 10 大費目指数、前年同月比、寄与度

原数値	総合	食料	生鮮食品	生鮮食品を除く食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	エネルギー
指数	110.8	125.9	142.3	122.9	104.3	108.8	118.0	106.8	102.1	99.2	103.8	112.4	105.7	118.3
前年同月比 (%)	3.9	8.1	23.1	5.5	0.9	4.1	3.1	2.8	2.4	3.4	1.1	1.6	1.6	5.4
寄与度	3.9	2.31	1.00	1.31	0.19	0.26	0.13	0.10	0.11	0.47	0.04	0.16	0.11	0.38

(注 1) 寄与度は、物価全体(総合)の上昇(下落)に、各費目がどれだけ影響したかを示したもの。

本来、寄与度の合計は、総合指数の前(年同)月に対する変化率となるが、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(注 2) エネルギーは、光熱・水道のうち電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油と交通・通信のうちガソリン。

表 2 総合指数の前年同月比に寄与した主な内訳

上 昇		下 落	
中分類 (主な品目)	寄与度	中分類 (主な品目)	寄与度
野菜・海藻(キャベツ 等)	0.71	シャツ・セーター類(婦人用 Tシャツ(長袖) 等)	▲ 0.03
穀類(うるち米(コシヒカリを除く) 等)	0.44	室内装備品(照明器具 等)	▲ 0.01
自動車等関係費(ガソリン 等)	0.40	油脂・調味料(食用油 等)	▲ 0.01
菓子類(チョコレート 等)	0.27		
果物(みかん 等)	0.25		

[参考] 【福山市の消費者物価指数】 2025 年 2 月 (2020 年=100)

1 概況

	指数	前年同月比 (%)	ポイント	前月比 (%)	ポイント
総合指数	109.8	4.0	40 か月連続の上昇	▲0.6	12 か月ぶりの下落
生鮮食品を除く総合指数	108.6	3.1	40 か月連続の上昇	▲0.4	6 か月ぶりの下落
生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数	107.5	2.9	35 か月連続の上昇	0.0	前月と同水準

2 前年同月との比較、前月との比較

～前年同月比は食料が上昇 住居が下落

前月比は光熱・水道が下落 交通・通信が上昇～

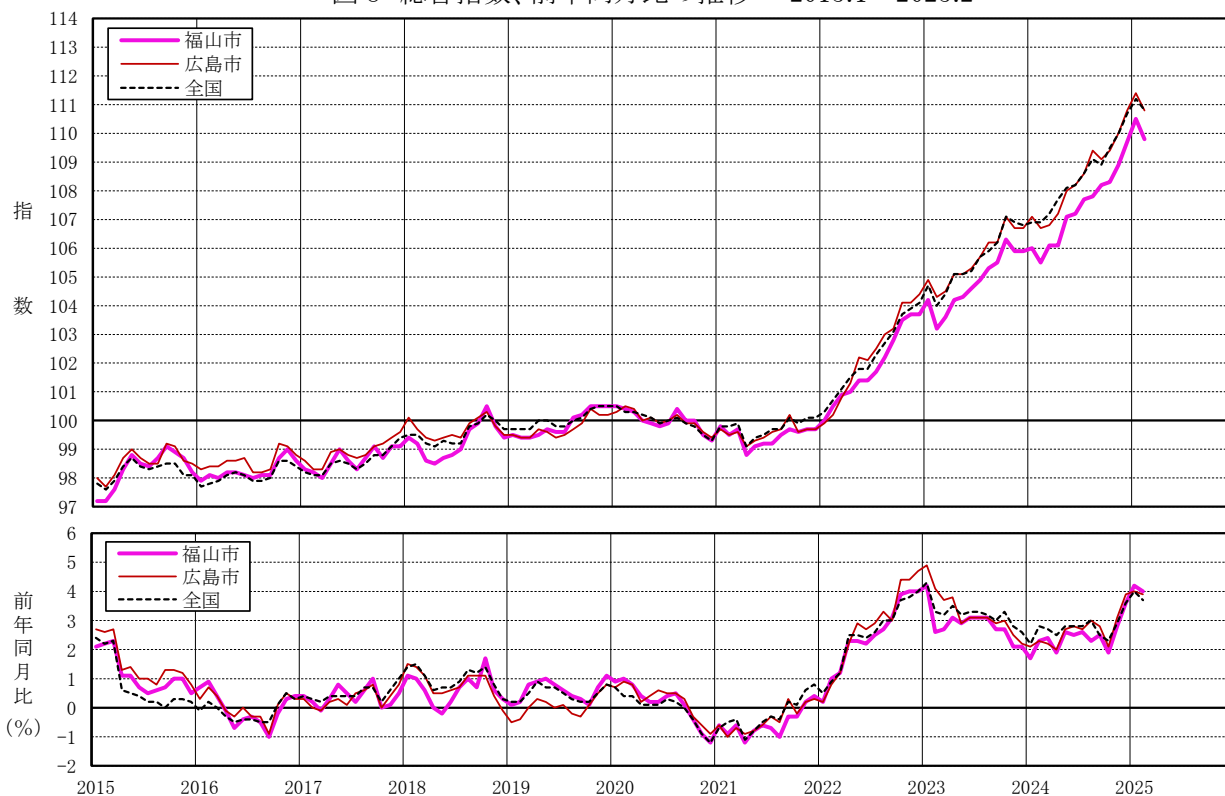
表 5 10 大費目指数、前年同月比、前月比、寄与度

原数値	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
ウェイト	10000	2565	1945	711	414	345	465	1706	283	892	673
指数	109.8	125.0	100.0	109.2	121.2	106.1	102.6	100.6	103.9	111.2	104.7
前年同月比 (%)	4.0	9.5	▲ 0.6	4.3	7.3	2.8	2.1	3.3	0.0	1.8	0.4
寄与度	4.0	2.63	▲ 0.11	0.30	0.32	0.09	0.09	0.51	0.00	0.16	0.03
前月比 (%)	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.1	▲ 5.4	0.0	▲ 1.9	0.2	0.5	0.0	0.4	0.0
寄与度	▲ 0.6	▲ 0.24	▲ 0.01	▲ 0.40	0.00	▲ 0.06	0.01	0.07	0.00	0.04	0.00

(注) 寄与度は、物価全体(総合)の上昇(下落)に、各費目がどれだけ影響したかを示したもの。

本来、寄与度の合計は、総合指数の前(年同)月に対する変化率となるが、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

図 8 総合指数、前年同月比の推移 2015.1～2025.2



(注) 前年同月比は各基準年の公表値による。

第1-1表 10 大 費 目 指 数

年 月	総 合			生鮮食品を除く総合			生 鮮 食 品 及 び エネルギーを除く総合			食料(酒類を除く)及び エネルギーを除く総合		
	指数	前月比 (%)	前年(同月)比 (%)	指数	前月比 (%)	前年(同月)比 (%)	指数	前月比 (%)	前年(同月)比 (%)	指数	前月比 (%)	前年(同月)比 (%)
2022年 平均	102.3	-	2.7	102.0	-	2.5	100.5	-	1.3	99.2	-	0.3
2023年	105.6	-	3.3	105.2	-	3.1	104.4	-	3.9	101.6	-	2.4
2024年	108.4	-	2.6	107.8	-	2.4	107.0	-	2.5	103.6	-	2.0
2025年												
2022年 1 月	99.9	0.3	0.2	99.7	0.1	0.1	98.7	0.0	▲ 1.2	97.7	▲ 0.2	▲ 2.1
2	100.2	0.3	0.8	100.0	0.3	0.4	98.7	0.0	▲ 1.0	97.7	0.0	▲ 2.1
3	100.8	0.6	1.2	100.5	0.5	0.7	99.0	0.3	▲ 0.8	97.9	0.3	▲ 1.9
4	101.3	0.5	2.2	101.0	0.6	1.8	99.6	0.6	0.5	98.4	0.5	▲ 0.2
5	102.2	0.9	2.9	101.8	0.7	2.4	100.4	0.8	1.3	99.3	0.9	0.5
6	102.1	▲ 0.1	2.7	101.8	0.0	2.5	100.4	0.0	1.5	99.2	▲ 0.1	0.6
7	102.5	0.5	2.9	102.3	0.5	2.6	100.8	0.4	1.6	99.6	0.4	0.7
8	103.0	0.4	3.3	102.7	0.4	3.0	101.1	0.3	1.9	99.9	0.2	1.0
9	103.2	0.2	3.0	102.9	0.2	3.1	101.2	0.1	2.0	99.9	0.0	1.3
10	104.1	0.8	4.4	103.6	0.7	4.1	101.8	0.6	3.1	100.1	0.2	2.0
11	104.1	0.1	4.4	103.9	0.3	4.2	101.9	0.2	3.2	100.2	0.1	2.2
12	104.4	0.2	4.7	104.3	0.4	4.7	102.2	0.3	3.6	100.1	▲ 0.1	2.3
2023年 1 月	104.9	0.5	4.9	104.5	0.2	4.8	102.3	0.1	3.7	100.2	0.1	2.6
2	104.3	▲ 0.5	4.1	103.9	▲ 0.5	3.9	102.8	0.5	4.2	100.4	0.2	2.8
3	104.5	0.2	3.7	104.1	0.2	3.6	103.2	0.4	4.2	100.8	0.3	2.9
4	105.1	0.6	3.8	104.8	0.7	3.8	103.9	0.7	4.3	101.2	0.4	2.8
5	105.1	0.0	2.9	104.7	▲ 0.1	2.9	104.1	0.2	3.7	101.4	0.1	2.0
6	105.3	0.1	3.1	105.0	0.3	3.2	104.2	0.0	3.7	101.2	▲ 0.2	2.0
7	105.7	0.4	3.1	105.4	0.3	3.0	104.7	0.5	3.9	101.8	0.6	2.2
8	106.2	0.5	3.1	105.7	0.3	2.9	105.1	0.4	3.9	102.1	0.3	2.3
9	106.2	0.0	2.9	105.5	▲ 0.2	2.6	105.1	0.0	3.9	102.0	▲ 0.1	2.1
10	107.1	0.9	3.0	106.3	0.8	2.7	105.8	0.6	3.9	102.5	0.4	2.4
11	106.7	▲ 0.4	2.5	106.2	▲ 0.2	2.2	105.7	▲ 0.1	3.7	102.5	0.0	2.2
12	106.7	▲ 0.1	2.2	106.3	0.1	1.9	105.9	0.2	3.6	102.5	0.1	2.4
2024年 1 月	107.1	0.4	2.1	106.5	0.2	1.9	106.0	0.1	3.5	102.8	0.2	2.5
2	106.7	▲ 0.4	2.3	106.3	▲ 0.1	2.3	105.9	▲ 0.1	3.0	102.5	▲ 0.2	2.1
3	106.8	0.1	2.2	106.4	0.1	2.2	105.9	0.0	2.7	102.7	0.1	1.9
4	107.2	0.4	2.0	106.7	0.3	1.8	106.3	0.4	2.4	103.2	0.5	2.0
5	108.0	0.7	2.7	107.4	0.6	2.5	106.7	0.3	2.4	103.4	0.2	2.0
6	108.2	0.2	2.8	107.8	0.3	2.6	106.8	0.2	2.5	103.4	0.1	2.2
7	108.6	0.4	2.7	108.2	0.4	2.6	107.0	0.2	2.2	103.6	0.1	1.8
8	109.4	0.7	3.0	108.6	0.4	2.7	107.5	0.4	2.2	104.1	0.5	1.9
9	109.1	▲ 0.3	2.8	108.2	▲ 0.4	2.5	107.7	0.2	2.4	104.1	0.0	2.0
10	109.4	0.3	2.1	108.5	0.3	2.0	108.0	0.3	2.1	104.2	0.1	1.7
11	110.0	0.5	3.1	109.0	0.4	2.6	108.3	0.2	2.4	104.2	0.1	1.7
12	110.8	0.7	3.9	109.6	0.6	3.1	108.6	0.3	2.6	104.5	0.2	1.9
2025年 1 月	111.4	0.5	4.0	109.7	0.1	3.1	108.7	0.1	2.6	104.3	▲ 0.1	1.5
2	110.8	▲ 0.5	3.9	109.5	▲ 0.2	3.0	108.8	0.1	2.8	104.4	0.0	1.8
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												

(注1) 前年(同月)比は各基準年の公表値による。

(注2) 生鮮食品…生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物

(広島市)

2020年=100

食料			住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	エネルギー
	生鮮食品	生鮮食品を除く食料										
105.3	109.1	104.7	101.8	116.0	104.2	101.4	98.5	93.4	100.2	102.7	101.8	122.4
114.0	116.5	113.5	103.3	108.8	112.9	104.3	99.5	95.1	102.0	106.2	103.3	116.0
119.3	125.2	118.2	103.7	109.6	118.7	107.1	100.5	96.5	103.4	112.2	104.8	117.2
102.3	105.1	101.9	99.0	107.3	98.6	101.2	98.4	92.5	99.8	101.9	101.3	113.7
102.6	106.3	102.0	99.0	110.1	98.0	99.9	99.0	92.7	99.8	102.2	101.6	117.0
103.5	108.6	102.6	99.7	111.9	98.3	101.3	98.7	93.0	100.3	102.1	101.4	119.5
103.9	106.6	103.4	100.1	112.6	101.9	101.5	98.3	92.9	100.6	103.0	101.9	120.0
104.9	111.6	103.7	102.6	113.4	104.0	101.5	98.2	92.6	100.6	103.2	102.2	119.8
104.8	108.5	104.1	102.6	113.9	105.6	101.0	98.2	92.5	100.9	102.2	101.9	120.3
105.0	108.3	104.5	102.7	115.4	106.0	100.0	98.1	94.0	100.0	103.3	101.8	122.0
105.8	109.6	105.1	103.2	117.0	105.9	98.3	98.2	93.9	100.0	104.6	101.6	123.1
106.2	111.6	105.2	102.9	119.3	107.7	101.5	98.4	93.8	100.0	103.4	101.8	125.1
108.4	115.4	107.1	103.2	121.7	107.6	102.5	98.5	94.2	100.0	102.7	101.9	127.6
108.0	110.5	107.5	103.3	123.7	109.0	103.5	98.7	94.1	100.0	102.0	102.2	129.6
108.7	107.1	109.0	103.3	125.9	107.9	104.2	98.9	94.1	100.0	101.6	101.8	131.7
110.0	114.7	109.2	103.3	127.1	107.1	102.8	99.1	94.0	100.0	102.6	102.4	132.8
111.0	114.2	110.4	103.4	112.6	108.1	102.8	99.3	94.0	100.0	103.1	102.5	118.6
111.3	113.4	110.9	103.3	110.7	109.4	104.3	99.2	94.3	100.9	103.7	102.6	116.8
112.3	111.4	112.5	103.3	111.3	111.1	105.1	99.2	94.0	102.6	105.7	103.0	117.6
113.4	115.3	113.0	103.1	106.3	113.0	105.1	99.7	94.0	102.6	105.6	103.5	112.7
113.3	111.0	113.7	103.1	109.5	113.5	104.5	99.8	94.1	102.6	104.4	103.7	116.1
114.1	113.9	114.2	103.4	106.9	115.0	102.3	99.5	95.5	102.6	107.1	102.8	114.1
115.4	118.8	114.7	103.1	104.1	114.0	101.8	99.5	96.4	102.6	110.0	103.5	113.0
116.0	122.5	114.9	103.3	101.3	113.4	105.1	99.8	96.4	102.6	108.1	103.5	110.8
117.8	126.2	116.3	103.3	106.0	117.6	105.4	99.8	96.5	102.6	108.0	103.8	114.2
116.7	120.3	116.0	103.5	105.0	116.7	105.5	99.8	96.2	102.6	107.8	104.2	112.9
116.4	116.0	116.5	103.4	104.3	116.5	106.4	99.8	96.2	102.6	108.5	104.1	112.1
117.1	122.0	116.2	103.4	105.1	116.9	105.7	99.8	96.2	102.7	110.3	103.9	113.1
116.4	115.6	116.6	103.3	104.4	114.5	103.9	99.7	95.9	102.7	110.6	104.0	112.2
116.2	115.9	116.3	103.3	105.6	114.0	105.1	99.8	95.9	102.8	111.5	104.0	113.2
116.8	119.3	116.3	103.4	104.5	118.8	106.9	99.4	96.0	102.9	112.1	104.3	112.2
118.2	123.8	117.2	103.5	109.3	120.3	107.1	99.7	95.8	103.8	112.2	104.7	116.8
117.8	119.2	117.6	103.9	112.6	118.9	106.9	100.8	96.0	103.8	111.2	105.1	120.1
118.1	118.9	118.0	103.9	116.1	119.7	105.9	100.7	96.3	103.8	111.9	105.1	123.5
119.9	129.5	118.2	104.0	115.8	119.9	104.0	100.9	97.1	103.8	114.5	105.1	123.1
120.9	131.6	119.0	104.1	107.3	121.2	109.0	100.9	96.6	103.8	112.8	105.1	114.8
121.9	131.6	120.2	103.7	107.5	120.5	110.2	101.2	96.8	103.8	113.3	105.3	115.2
123.2	135.3	121.0	104.0	110.8	120.8	110.4	101.4	96.9	103.8	112.7	105.4	118.4
124.4	139.8	121.7	104.3	115.5	119.0	109.8	101.5	97.8	103.8	113.4	105.6	123.3
126.8	151.2	122.4	104.3	115.1	119.7	108.0	101.9	98.5	103.8	112.1	105.8	124.1
125.9	142.3	122.9	104.3	108.8	118.0	106.8	102.1	99.2	103.8	112.4	105.7	118.3

(注3) エネルギー…電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン

第1-2表 10 大 費 目 指 数

年 月	総 合			生鮮食品を除く総合			生 鮮 食 品 及 び エネルギーを除く総合			食料(酒類を除く)及び エネルギーを除く総合		
	指数	前月比 (%)	前年(同月)比 (%)	指数	前月比 (%)	前年(同月)比 (%)	指数	前月比 (%)	前年(同月)比 (%)	指数	前月比 (%)	前年(同月)比 (%)
2022年 平均	102.3	-	2.5	102.1	-	2.3	100.5	-	1.1	99.4	-	0.1
2023年	105.6	-	3.2	105.2	-	3.1	104.5	-	4.0	101.9	-	2.5
2024年	108.5	-	2.7	107.9	-	2.5	107.0	-	2.4	103.8	-	1.9
2025年												
2022年 1 月	100.3	0.3	0.5	100.1	0.0	0.2	99.0	▲ 0.1	▲ 1.1	98.3	▲ 0.2	▲ 1.9
2	100.7	0.4	0.9	100.5	0.4	0.6	99.2	0.1	▲ 1.0	98.4	0.1	▲ 1.8
3	101.1	0.4	1.2	100.9	0.5	0.8	99.5	0.3	▲ 0.7	98.7	0.3	▲ 1.6
4	101.5	0.4	2.5	101.4	0.4	2.1	99.9	0.4	0.8	99.0	0.4	0.1
5	101.8	0.3	2.5	101.6	0.2	2.1	100.1	0.2	0.8	99.2	0.2	0.2
6	101.8	0.0	2.4	101.7	0.1	2.2	100.1	0.0	1.0	99.1	▲ 0.1	0.2
7	102.3	0.5	2.6	102.2	0.5	2.4	100.6	0.5	1.2	99.5	0.4	0.4
8	102.7	0.4	3.0	102.5	0.3	2.8	100.9	0.3	1.6	99.7	0.2	0.7
9	103.1	0.4	3.0	102.9	0.3	3.0	101.1	0.3	1.8	99.8	0.1	0.9
10	103.7	0.6	3.7	103.4	0.6	3.6	101.7	0.6	2.5	100.1	0.3	1.5
11	103.9	0.2	3.8	103.8	0.4	3.7	102.0	0.3	2.8	100.1	0.0	1.5
12	104.1	0.2	4.0	104.1	0.2	4.0	102.1	0.1	3.0	100.1	0.0	1.6
2023年 1 月	104.7	0.5	4.3	104.3	0.2	4.2	102.2	0.1	3.2	100.2	0.1	1.9
2	104.0	▲ 0.6	3.3	103.6	▲ 0.6	3.1	102.6	0.4	3.5	100.5	0.3	2.1
3	104.4	0.4	3.2	104.1	0.5	3.1	103.2	0.6	3.8	101.0	0.5	2.3
4	105.1	0.6	3.5	104.8	0.7	3.4	104.0	0.7	4.1	101.5	0.6	2.5
5	105.1	0.1	3.2	104.8	0.0	3.2	104.3	0.3	4.3	101.9	0.3	2.6
6	105.2	0.1	3.3	105.0	0.2	3.3	104.4	0.0	4.2	101.7	▲ 0.2	2.6
7	105.7	0.5	3.3	105.4	0.4	3.1	104.9	0.5	4.3	102.2	0.5	2.7
8	105.9	0.3	3.2	105.7	0.2	3.1	105.2	0.3	4.3	102.5	0.3	2.7
9	106.2	0.3	3.0	105.7	0.0	2.8	105.4	0.1	4.2	102.5	0.0	2.6
10	107.1	0.9	3.3	106.4	0.7	2.9	105.8	0.4	4.0	102.9	0.4	2.7
11	106.9	▲ 0.2	2.8	106.4	0.0	2.5	105.9	0.1	3.8	102.9	0.0	2.7
12	106.8	▲ 0.1	2.6	106.4	0.0	2.3	105.9	0.0	3.7	102.9	0.0	2.8
2024年 1 月	106.9	0.1	2.2	106.4	0.0	2.0	105.8	0.0	3.5	102.8	0.0	2.6
2	106.9	0.0	2.8	106.5	0.1	2.8	105.9	0.1	3.2	103.0	0.1	2.5
3	107.2	0.3	2.7	106.8	0.3	2.6	106.2	0.2	2.9	103.2	0.2	2.2
4	107.7	0.4	2.5	107.1	0.3	2.2	106.5	0.3	2.4	103.5	0.3	2.0
5	108.1	0.4	2.8	107.5	0.3	2.5	106.6	0.1	2.1	103.6	0.1	1.7
6	108.2	0.1	2.8	107.8	0.3	2.6	106.6	0.1	2.2	103.6	0.0	1.9
7	108.6	0.4	2.8	108.3	0.5	2.7	106.9	0.2	1.9	103.8	0.2	1.6
8	109.1	0.5	3.0	108.7	0.4	2.8	107.4	0.5	2.0	104.2	0.4	1.7
9	108.9	▲ 0.3	2.5	108.2	▲ 0.4	2.4	107.5	0.1	2.1	104.2	▲ 0.1	1.7
10	109.5	0.6	2.3	108.8	0.6	2.3	108.1	0.6	2.3	104.5	0.4	1.6
11	110.0	0.4	2.9	109.2	0.4	2.7	108.4	0.2	2.4	104.6	0.0	1.7
12	110.7	0.6	3.6	109.6	0.3	3.0	108.4	0.0	2.4	104.5	0.0	1.6
2025年 1 月	111.2	0.5	4.0	109.8	0.2	3.2	108.5	0.1	2.5	104.4	▲ 0.1	1.5
2	110.8	▲ 0.4	3.7	109.7	▲ 0.1	3.0	108.7	0.2	2.6	104.5	0.1	1.5
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												

(注1) 前年(同月)比は各基準年の公表値による。

(注2) 生鮮食品…生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物

(全 国)

2020年=100

食 料	生鮮食品	生鮮食品を除く食料	住 居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教 育	教養娯楽	諸雑費	エネルギー
104.5	106.7	104.1	101.3	116.3	105.5	102.0	99.3	93.5	100.9	102.7	102.2	121.7
112.9	114.6	112.6	102.4	108.5	113.8	105.7	101.2	95.8	102.1	107.1	103.7	114.4
117.8	122.6	116.9	103.1	112.8	118.4	108.2	102.8	97.4	101.6	112.9	104.8	118.7
102.0	106.5	101.2	100.7	108.3	100.8	99.4	99.2	92.4	100.4	101.4	101.7	113.1
102.3	107.1	101.5	100.8	111.1	100.5	99.7	99.4	92.7	100.3	101.8	101.8	116.5
102.5	105.9	101.9	100.8	113.3	101.8	100.9	99.4	93.2	100.5	102.2	101.9	119.5
102.9	105.9	102.4	101.0	114.3	103.7	102.4	98.9	93.0	101.1	103.1	102.1	120.1
103.4	107.5	102.6	101.1	115.2	105.1	102.4	99.0	92.8	101.1	103.6	102.1	120.3
103.6	105.7	103.2	101.2	115.6	105.7	102.1	99.0	92.9	101.0	102.3	102.1	121.0
104.0	104.9	103.8	101.2	117.0	106.3	100.7	99.1	94.3	101.0	103.2	102.2	122.5
104.5	106.4	104.2	101.3	117.9	106.8	99.6	99.1	94.3	101.0	104.9	102.4	123.2
105.6	108.5	105.0	101.3	118.5	108.4	103.6	99.2	94.1	101.0	103.8	102.4	124.3
107.1	109.6	106.7	101.8	119.7	108.7	104.4	99.6	94.2	101.0	103.0	102.6	125.1
107.8	107.2	107.9	101.9	121.0	109.6	105.1	99.7	94.3	101.0	101.6	102.7	126.1
107.9	105.7	108.3	102.0	123.3	108.6	104.2	99.6	94.4	101.0	101.9	102.8	128.4
109.5	114.2	108.7	102.0	124.5	108.5	102.6	99.7	94.4	101.0	103.0	102.9	129.6
110.0	113.3	109.4	102.1	110.8	109.2	103.2	100.3	94.3	101.3	103.4	103.2	115.7
110.4	111.6	110.2	102.1	110.2	111.4	104.6	100.7	94.6	101.4	104.5	103.3	115.0
111.6	111.4	111.6	102.2	109.9	114.1	106.3	100.6	94.6	102.4	106.3	103.3	114.8
112.2	113.1	112.1	102.3	105.6	115.2	106.3	101.1	94.9	102.4	107.1	103.4	110.4
112.2	109.7	112.7	102.3	108.0	114.8	106.1	101.3	94.9	102.4	105.9	103.6	113.1
113.1	111.7	113.4	102.4	105.8	115.3	104.8	101.3	96.4	102.4	108.1	103.5	111.8
113.5	112.1	113.8	102.4	103.4	114.4	104.0	101.4	97.4	102.4	110.1	104.1	111.1
115.0	119.0	114.3	102.5	101.5	115.0	107.1	101.6	97.3	102.4	108.6	104.2	109.8
116.3	125.0	114.8	102.5	107.7	116.2	107.5	101.9	97.2	102.4	109.6	104.2	114.3
115.6	118.4	115.2	102.6	107.2	116.3	108.0	102.2	96.9	102.4	109.2	104.2	113.3
115.2	116.0	115.1	102.6	107.1	115.7	107.4	102.0	97.1	102.4	109.8	104.1	113.5
115.7	119.5	115.0	102.7	107.2	115.6	105.7	102.1	97.2	102.4	110.0	104.1	113.8
115.3	116.2	115.1	102.8	107.4	114.8	105.9	102.1	97.0	102.6	111.0	104.3	113.7
115.7	117.7	115.3	102.8	108.3	114.9	107.0	102.2	96.9	102.7	112.1	104.4	114.3
116.4	121.5	115.5	102.8	108.8	117.0	108.7	101.9	97.2	101.4	112.9	104.5	114.9
116.8	123.1	115.7	102.9	112.6	118.6	108.7	102.2	97.1	101.3	112.8	104.6	118.4
116.3	118.5	115.9	102.9	116.1	119.0	108.4	102.7	97.3	101.3	111.8	104.8	121.8
116.4	116.4	116.3	103.0	119.4	119.5	107.2	102.8	97.6	101.3	112.9	104.8	125.2
117.6	120.8	117.1	103.1	118.9	120.3	106.3	103.0	97.6	101.3	115.4	104.9	124.5
119.0	125.6	117.8	103.2	110.5	120.6	109.8	103.2	97.4	101.3	113.3	105.1	116.3
120.4	127.6	119.2	103.4	111.1	121.3	110.0	103.6	97.7	101.3	114.2	105.4	116.9
121.3	128.6	119.9	103.5	114.4	120.5	110.8	103.8	97.8	101.3	114.1	105.4	120.1
122.5	136.0	120.1	103.5	119.3	119.1	110.5	103.7	98.1	101.3	114.2	105.3	125.0
124.7	145.7	121.0	103.5	119.3	119.6	108.6	103.9	99.1	101.3	112.9	105.6	126.1
124.1	138.0	121.6	103.6	114.2	119.4	108.8	103.9	99.3	101.5	113.3	105.5	121.6

(注3) エネルギー…電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン

[参考] 第1-3表 10 大 費 目 指 数

年 月	総 合			生鮮食品を除く総合			生 鮮 食 品 及 び エネルギーを除く総合			食料(酒類を除く)及び エネルギーを除く総合		
	指数	前月比 (%)	前年(同月)比 (%)	指数	前月比 (%)	前年(同月)比 (%)	指数	前月比 (%)	前年(同月)比 (%)	指数	前月比 (%)	前年(同月)比 (%)
2022年 平均	101.9	-	2.5	101.8	-	2.2	99.9	-	0.9	98.5	-	▲ 0.3
2023年	104.8	-	2.9	104.5	-	2.7	103.5	-	3.5	100.6	-	2.2
2024年	107.4	-	2.4	106.8	-	2.2	105.8	-	2.3	102.3	-	1.6
2025年												
2022年 1 月	100.0	0.3	0.2	100.0	0.3	0.1	98.6	0.1	▲ 1.4	97.7	▲ 0.2	▲ 2.4
2	100.5	0.5	1.0	100.4	0.4	0.7	98.8	0.2	▲ 1.1	97.7	0.0	▲ 2.2
3	100.9	0.4	1.2	100.7	0.3	0.8	98.9	0.2	▲ 1.0	97.8	0.1	▲ 2.1
4	101.0	0.2	2.3	100.9	0.2	1.9	99.2	0.2	0.4	98.0	0.1	▲ 0.5
5	101.4	0.3	2.3	101.2	0.3	1.8	99.5	0.3	0.5	98.2	0.3	▲ 0.4
6	101.4	0.1	2.2	101.3	0.1	2.0	99.6	0.1	0.8	98.2	▲ 0.1	▲ 0.3
7	101.7	0.3	2.5	101.7	0.4	2.2	99.9	0.3	1.1	98.5	0.3	▲ 0.1
8	102.2	0.4	2.7	102.1	0.4	2.7	100.2	0.3	1.5	98.7	0.3	0.4
9	102.8	0.6	3.1	102.6	0.5	3.1	100.6	0.3	1.9	98.9	0.2	0.7
10	103.5	0.7	3.9	103.2	0.6	3.7	101.1	0.5	2.5	99.1	0.2	1.1
11	103.7	0.2	4.0	103.6	0.4	3.8	101.4	0.3	2.9	99.4	0.2	1.4
12	103.7	0.0	4.0	103.7	0.1	4.0	101.4	0.0	2.9	99.2	▲ 0.2	1.3
2023年 1 月	104.2	0.4	4.2	103.8	0.1	3.9	101.5	0.1	2.9	99.3	0.1	1.6
2	103.2	▲ 1.0	2.6	102.9	▲ 0.9	2.6	101.6	0.1	2.9	99.2	▲ 0.1	1.5
3	103.6	0.4	2.7	103.4	0.4	2.6	102.2	0.5	3.3	99.6	0.4	1.8
4	104.2	0.6	3.1	104.0	0.6	3.1	102.8	0.6	3.7	100.1	0.5	2.2
5	104.3	0.1	2.9	104.0	0.0	2.8	103.3	0.4	3.8	100.6	0.4	2.4
6	104.6	0.2	3.1	104.5	0.4	3.2	103.4	0.1	3.8	100.5	▲ 0.1	2.3
7	104.9	0.4	3.1	104.8	0.3	3.0	103.9	0.5	4.0	100.9	0.5	2.5
8	105.3	0.4	3.1	105.1	0.3	2.9	104.2	0.3	4.0	101.2	0.3	2.5
9	105.5	0.2	2.7	104.9	▲ 0.1	2.3	104.2	0.0	3.6	101.2	0.0	2.2
10	106.3	0.8	2.7	105.5	0.6	2.3	104.6	0.4	3.5	101.5	0.4	2.4
11	105.9	▲ 0.4	2.1	105.5	0.0	1.9	104.7	0.1	3.3	101.6	0.1	2.3
12	105.9	0.0	2.1	105.7	0.1	1.9	104.9	0.2	3.4	101.6	0.0	2.4
2024年 1 月	106.0	0.1	1.7	105.6	0.0	1.7	104.8	▲ 0.1	3.3	101.7	0.1	2.5
2	105.5	▲ 0.4	2.3	105.3	▲ 0.3	2.3	104.5	▲ 0.3	2.8	101.4	▲ 0.4	2.2
3	106.1	0.5	2.4	105.6	0.3	2.2	104.8	0.3	2.6	101.6	0.3	2.0
4	106.1	0.1	1.9	105.7	0.0	1.6	105.0	0.2	2.1	101.8	0.2	1.7
5	107.1	0.9	2.6	106.6	0.9	2.5	105.6	0.6	2.2	102.3	0.5	1.7
6	107.2	0.1	2.5	107.0	0.3	2.4	105.7	0.1	2.3	102.3	0.0	1.9
7	107.7	0.5	2.6	107.5	0.5	2.6	106.0	0.3	2.0	102.4	0.1	1.5
8	107.8	0.1	2.3	107.4	▲ 0.1	2.2	105.9	0.0	1.6	102.4	0.0	1.2
9	108.2	0.4	2.5	107.4	0.0	2.4	106.7	0.7	2.3	102.9	0.5	1.7
10	108.3	0.1	1.9	107.6	0.1	1.9	106.8	0.1	2.1	102.8	▲ 0.1	1.2
11	108.9	0.5	2.8	107.9	0.4	2.3	106.9	0.1	2.1	102.7	▲ 0.1	1.0
12	109.7	0.8	3.6	108.5	0.6	2.7	107.2	0.3	2.2	102.8	0.2	1.2
2025年 1 月	110.5	0.7	4.2	109.0	0.4	3.2	107.5	0.3	2.6	102.9	0.0	1.1
2	109.8	▲ 0.6	4.0	108.6	▲ 0.4	3.1	107.5	0.0	2.9	102.8	0.0	1.5
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												

(注) 前年(同月)比は各基準年の公表値による。

(福山市)

2020年=100

食 料	住 居	光熱・ 水 道	家 具 ・ 家事用品	被服及び 履 物	保健医療	交通・ 通 信	教 育	教養娯楽	諸雑費
104.7	100.0	115.4	104.3	101.2	98.6	94.5	100.8	102.6	102.1
112.7	100.7	108.1	113.1	103.8	99.9	96.2	103.3	106.0	103.4
117.7	100.3	109.6	119.8	107.1	101.0	97.8	104.0	110.8	104.4
101.5	99.8	108.0	99.1	102.2	98.5	93.4	99.7	101.6	101.9
102.4	99.8	110.2	100.3	100.3	98.9	93.9	99.7	102.0	101.7
103.0	99.8	112.0	100.5	100.8	99.0	94.3	100.2	101.8	102.1
103.3	99.8	112.3	100.3	101.4	98.2	94.0	100.5	102.8	102.2
103.9	99.9	112.8	102.7	101.5	98.4	93.8	101.1	103.2	102.0
104.1	99.8	113.1	105.0	100.8	98.4	93.7	101.2	102.2	101.9
104.1	99.9	114.7	103.9	99.2	98.4	95.1	101.2	102.9	102.0
104.7	100.3	116.2	105.4	98.2	98.4	95.0	101.2	103.9	101.9
106.1	100.0	118.4	108.0	101.3	98.5	95.1	101.2	103.5	102.0
108.0	100.3	120.6	107.1	102.2	99.0	95.3	101.2	103.0	102.3
107.9	100.3	122.3	109.6	103.7	99.0	95.0	101.2	102.4	102.4
107.9	100.3	124.1	109.3	102.5	99.0	95.0	101.2	101.7	102.5
109.3	100.3	125.0	108.8	101.7	99.2	94.9	101.2	102.7	102.5
109.4	100.5	111.0	106.2	100.4	99.6	95.0	101.2	103.2	102.5
110.4	100.5	110.0	108.8	102.4	99.4	95.0	102.2	103.6	102.6
111.3	100.5	110.4	110.6	104.5	99.4	94.6	103.9	105.6	103.2
112.1	100.6	105.3	115.2	104.7	99.9	94.7	103.9	105.6	103.7
111.9	100.7	109.2	114.8	104.2	100.0	95.2	103.9	104.6	103.8
112.7	100.7	106.7	115.0	103.1	99.9	96.5	103.9	106.9	103.3
113.7	100.8	104.0	114.0	102.6	99.7	97.5	103.9	109.3	103.4
115.2	100.9	101.1	113.2	105.2	99.9	97.8	103.9	107.8	103.7
116.3	100.9	105.7	115.8	105.5	100.8	97.8	103.9	107.7	104.0
115.0	101.0	104.7	117.8	105.5	100.7	97.5	103.9	107.6	103.8
114.9	100.9	104.4	116.5	105.6	100.7	97.5	103.9	107.9	104.3
114.8	100.8	105.0	116.7	104.4	100.6	97.6	104.0	109.0	104.2
114.2	100.6	104.7	112.9	103.2	100.4	97.4	104.0	109.3	104.3
115.2	100.6	105.8	114.4	105.3	100.7	97.3	104.0	110.0	104.0
115.5	100.5	104.1	115.1	106.5	100.3	97.4	104.3	110.6	104.0
116.4	100.3	109.3	122.3	107.6	100.4	97.3	104.3	110.9	104.5
115.8	100.3	112.4	123.9	106.8	100.9	97.5	103.9	110.1	104.5
116.6	100.4	116.2	123.9	105.9	100.9	97.7	103.9	110.5	104.5
117.3	100.2	115.8	120.6	103.4	101.0	98.2	103.9	112.6	103.9
119.9	100.1	107.5	125.6	110.3	101.3	97.8	103.9	111.5	104.4
120.6	99.9	107.7	122.0	111.1	101.7	98.0	103.9	111.9	104.7
122.2	100.0	110.8	120.9	111.0	101.8	98.1	103.9	111.2	104.5
123.8	100.1	115.5	119.8	110.0	101.8	98.8	103.9	111.7	104.8
126.0	100.0	115.4	121.2	108.2	102.4	100.1	103.9	110.8	104.7
125.0	100.0	109.2	121.2	106.1	102.6	100.6	103.9	111.2	104.7

第2表 中 分 類 指 数

中 分 類	ウェイト	2025年1月			2025年2月				
		指数	前月比 (%)	前年同月比 (%)	指数	前月比 (%)	寄与度	前年同月比 (%)	寄与度
総 合	10000	111.4	0.5	4.0	110.8	▲ 0.5	▲ 0.5	3.9	3.9
生 鮮 食 品 を 除 く 総 合	9602	109.7	0.1	3.1	109.5	▲ 0.2	▲ 0.22	3.0	2.87
持 家 の 帰 属 家 賃 を 除 く 総 合	8638	112.8	0.6	4.5	112.1	▲ 0.6	▲ 0.54	4.3	3.78
持家の帰属家賃及び 生鮮食品を除く総合	8240	110.9	0.1	3.5	110.6	▲ 0.3	▲ 0.22	3.4	2.78
生鮮食品及び エネルギーを除く総合	8932	108.7	0.1	2.6	108.8	0.1	0.13	2.8	2.49
食料(酒類を除く)及び エネルギーを除く総合	6862	104.3	▲ 0.1	1.5	104.4	0.0	0.01	1.8	1.17
食 料	2595	126.8	1.9	8.3	125.9	▲ 0.7	▲ 0.21	8.1	2.31
生 鮮 食 品	398	151.2	8.2	23.9	142.3	▲ 5.9	▲ 0.32	23.1	1.00
生 鮮 食 品 を 除 く 食 料	2197	122.4	0.6	5.3	122.9	0.5	0.11	5.5	1.31
穀 類	204	132.9	0.8	15.1	140.2	5.5	0.13	19.7	0.44
魚 介 類	189	131.5	1.4	4.5	130.5	▲ 0.8	▲ 0.02	6.7	0.14
生 鮮 魚 介 類	113	136.9	1.9	4.8	134.4	▲ 1.8	▲ 0.03	8.3	0.11
肉 類	280	124.4	▲ 0.1	3.7	123.4	▲ 0.8	▲ 0.03	3.7	0.12
乳 卵 類	136	127.0	▲ 0.4	2.1	126.9	▲ 0.1	0.00	0.5	0.01
野 菜 ・ 海 藻	271	146.1	6.3	26.9	138.1	▲ 5.5	▲ 0.19	25.2	0.71
生 鮮 野 菜	185	158.1	9.2	37.7	144.6	▲ 8.6	▲ 0.22	34.1	0.64
果 物	109	150.5	12.4	21.6	143.6	▲ 4.6	▲ 0.07	20.7	0.25
生 鮮 果 物	100	154.8	13.2	23.2	147.3	▲ 4.9	▲ 0.07	22.3	0.25
油 脂 ・ 調 味 料	125	120.6	0.4	0.3	119.2	▲ 1.2	▲ 0.02	▲ 0.6	▲ 0.01
菓 子 類	228	133.0	1.5	9.8	132.6	▲ 0.3	▲ 0.01	10.5	0.27
調 理 食 品	358	123.9	1.8	6.8	123.6	▲ 0.2	▲ 0.01	5.2	0.20
飲 料	152	123.5	0.6	9.1	123.8	0.2	0.00	7.8	0.13
酒 類	127	111.9	0.4	0.5	111.3	▲ 0.5	▲ 0.01	▲ 0.3	0.00
外 食	417	111.3	0.1	1.1	111.3	0.0	0.00	1.2	0.05
住 居	2043	104.3	0.0	0.8	104.3	0.1	0.01	0.9	0.19
持 家 の 帰 属 家 賃 を 除 く 住 居	681	107.7	0.0	1.3	107.8	0.2	0.01	1.5	0.10
家 賃	1763	102.3	▲ 0.1	0.5	102.3	0.0	0.00	0.6	0.09
持家の帰属家賃を除く家賃	401	101.3	▲ 0.1	0.2	101.3	0.0	0.00	0.2	0.01
設 備 修 繕 ・ 維 持	280	116.8	0.2	2.7	117.2	0.4	0.01	3.1	0.09
光 熱 ・ 水 道	649	115.1	▲ 0.4	9.5	108.8	▲ 5.5	▲ 0.37	4.1	0.26
電 気 代	336	119.2	▲ 0.7	15.4	110.3	▲ 7.5	▲ 0.27	6.6	0.22
ガ ス 代	145	118.5	▲ 0.4	6.3	110.6	▲ 6.6	▲ 0.10	2.7	0.04
他 の 光 熱	17	139.1	3.1	4.5	139.1	0.0	0.00	3.1	0.01
上 下 水 道 料	150	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.00	0.0	0.00
家 具 ・ 家 事 用 品	387	119.7	0.5	2.4	118.0	▲ 1.4	▲ 0.06	3.1	0.13
家 庭 用 耐 久 財	137	120.7	0.3	0.9	117.3	▲ 2.8	▲ 0.04	2.0	0.03
室 内 装 備 品	29	115.0	1.1	▲ 0.9	112.1	▲ 2.5	▲ 0.01	▲ 3.4	▲ 0.01
寝 具 類	24	123.2	5.9	6.0	123.2	0.0	0.00	7.8	0.02
家 事 雑 貨	77	119.0	0.8	4.9	119.0	0.0	0.00	5.9	0.05
家 事 用 消 耗 品	103	121.8	▲ 0.5	2.5	120.9	▲ 0.8	▲ 0.01	3.1	0.03
家 事 サ ー ビ ス	17	104.5	▲ 1.4	3.7	104.5	0.0	0.00	3.7	0.01

(注1) 生鮮食品…生鮮魚介、生鮮野菜、生鮮果物

(広島市)

2020年=100

中 分 類	ウエイト	2025年1月			2025年2月				
		指数	前月比 (%)	前年同月比 (%)	指数	前月比 (%)	寄与度	前年同月比	
								(%)	寄与度
被 服 及 び 履 物	362	108.0	▲ 1.6	2.2	106.8	▲ 1.0	▲ 0.04	2.8	0.10
衣 料	158	108.2	▲ 1.4	5.7	108.4	0.2	0.00	5.5	0.08
和 服	2	97.6	0.0	▲ 4.1	97.6	0.0	0.00	▲ 4.1	0.00
洋 服	156	108.3	▲ 1.4	5.8	108.5	0.2	0.00	5.6	0.08
シャツ・セーター・下着類	112	104.8	▲ 4.0	▲ 4.1	100.9	▲ 3.7	▲ 0.04	▲ 2.3	▲ 0.02
シャツ・セーター類	79	99.2	▲ 5.9	▲ 5.7	93.7	▲ 5.6	▲ 0.04	▲ 3.8	▲ 0.03
下 着 類	33	118.2	0.0	▲ 0.7	118.2	0.0	0.00	0.7	0.00
履 物 類	46	108.9	0.3	2.3	108.7	▲ 0.2	0.00	1.8	0.01
他 の 被 服	29	106.3	1.1	3.7	106.7	0.4	0.00	5.1	0.01
被 服 関 連 サ ー ビ ス	18	126.1	1.1	9.4	126.1	0.0	0.00	9.4	0.02
保 健 医 療	501	101.9	0.4	2.1	102.1	0.2	0.01	2.4	0.11
医 薬 品・健康保持用摂取品	132	106.9	0.1	2.9	107.7	0.7	0.01	3.8	0.05
保 健 医 療 用 品・器 具	105	102.6	2.0	4.7	102.7	0.1	0.00	5.0	0.05
保 健 医 療 サ ー ビ ス	264	99.2	0.0	0.7	99.1	0.0	0.00	0.7	0.02
交 通 ・ 通 信	1509	98.5	0.8	2.4	99.2	0.7	0.09	3.4	0.47
交 通	203	101.9	▲ 0.5	▲ 0.2	105.5	3.5	0.06	3.4	0.07
自 動 車 等 関 係 費	863	111.4	1.6	3.9	111.7	0.3	0.03	4.6	0.40
通 信	443	72.0	▲ 0.7	▲ 0.3	72.0	0.0	0.00	0.1	0.00
教 育	336	103.8	0.0	1.1	103.8	0.0	0.00	1.1	0.04
授 業 料 等	238	99.8	0.0	0.8	99.8	0.0	0.00	0.8	0.02
教 科 書・学 習 参 考 教 材	9	108.2	0.0	1.4	108.2	0.0	0.00	1.4	0.00
補 習 教 育	90	114.0	0.0	1.7	114.0	0.0	0.00	1.7	0.02
教 養 娛 楽	952	112.1	▲ 1.2	1.6	112.4	0.3	0.03	1.6	0.16
教 養 娛 楽 用 耐 久 財	70	105.1	▲ 0.2	2.9	106.1	1.0	0.01	0.7	0.00
教 養 娛 楽 用 品	201	108.7	▲ 0.3	▲ 0.7	109.7	0.9	0.02	2.1	0.04
書 籍・他 の 印 刷 物	105	115.5	1.5	2.6	115.4	▲ 0.1	0.00	2.4	0.03
教 養 娛 楽 サ ー ビ ス	576	113.4	▲ 2.0	2.0	113.6	0.1	0.01	1.4	0.09
諸 雑 費	666	105.8	0.1	1.8	105.7	▲ 0.1	▲ 0.01	1.6	0.11
理 美 容 サ ー ビ ス	126	108.2	0.7	2.3	108.4	0.2	0.00	2.5	0.03
理 美 容 用 品	176	100.6	▲ 0.1	0.2	100.7	0.1	0.00	1.0	0.02
身 の 回 り 用 品	73	121.6	0.1	8.8	120.0	▲ 1.2	▲ 0.01	5.2	0.04
た ば こ	27	114.7	0.0	0.3	114.7	0.0	0.00	0.3	0.00
他 の 諸 雑 費	265	102.8	0.0	0.6	102.8	0.0	0.00	0.6	0.02
《 別 掲 》									
エ ネ ル ギ ー	670	124.1	0.7	9.7	118.3	▲ 4.7	▲ 0.35	5.4	0.38
教 育 関 係 費	405	105.7	0.4	1.7	105.8	0.1	0.00	1.8	0.07
教 養 娛 楽 関 係 費	1015	111.1	▲ 1.3	1.5	111.6	0.4	0.04	1.7	0.18
情 報 通 信 関 係 費	513	73.5	▲ 0.1	1.2	73.5	0.0	0.00	1.2	0.04

(注2) エネルギー…電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油、ガソリン

資料出所：広島県総務局統計課